

各関係機関の事務長 様

北海道保健福祉部健康安全局  
地域保健課課長補佐（健康づくり）

令和 4 年度歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届に係る医療従事者届出システムの  
未登録及び未送信について（依頼）

本道の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記届出につきましては、今年度よりオンライン届出へのご協力をいただいているところですが、貴所属において、歯科衛生士または歯科技工士の届出が医療従事者届出システム（以下、「システム」とする。）において「登録されていない」または「登録はしているが送信が完了していない」状況です。

つきましては、①「オンラインによる届出状況を確認いただき確実に登録及び送信操作をいただく」または ②「紙媒体による届出をいただく」のいずれかの方法により 3 月 7 日（火）までに必ず届出いただきますようお願いいたします。

なお、すでに紙媒体により当課または道立保健所へ届出をされている場合は、対応不要となりますので、ご留意願います。

## 記

### 1 対応方法

次のオンラインまたは紙媒体のいずれかの方法により届出をお願いします。

#### (1) オンライン

医療従事者届出システムにより届出をお願いします。

<厚生労働省ホームページ URL（医療従事者による 2 年に一度の届出について）>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryuojusha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuojusha-todokede-sys.html)

※ システムにエクセルファイル等により登録を実施していても「送信が完了していない」場合がありますので、上記 URL に掲載の「医療従事者届出システム利用マニュアル（施設担当者・部門担当者向け）」の 31 ページから参照の上、確実に届出いただきますようお願いいたします。

#### (2) 紙媒体による届出

別添の「歯科衛生士業務従事者届」または「歯科技工士業務従事者届」に必要事項を記載の上、次の宛先へ提出をお願いします。

<提出先>

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係 川前 宛

※ 最寄りの保健所ではなく、上記宛先に提出をお願いいたします。

### 2 留意事項

本通知は、システムの利用申請を実施した関係機関で歯科衛生士または歯科技工士のオンラインによる届出が登録または未送信の方へお知らせしているため、すでに紙により当課または道立保健所へ届出されている提出不要となりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

健康づくり係 担当：川前

TEL：011-231-4111（内線 25-509）

FAX：011-232-2013